

令和7年度

中小企業大学校研修生派遣事業補助金

中小企業大学校の 研修受講料を補助します

受講料の2分の1で最大5万円／中小企業者1者当たり

【対象となる研修】

令和7年4月1日から令和8年2月28日までに中小企業大学校で実施された研修（詳細はウラ面をご覧ください。）

【補助金申請 受付期間】

令和 **8** 年 **2** 月 **2** 日（**月**）～ **3** 月 **5** 日（**木**）



下関市で開催する講座があります！

《中小企業大学校広島校 サテライト・ゼミ in 下関》

「実践的仕事管理術～チームの生産性を最大限に高める～」

令和8年1月19日（月）～20日（火）下関商工会館3階

■その他の研修例（令和7年度広島校）

- ・ 知っておくべき企業法務と危機管理（企業経営・経営戦略）
- ・ リーダーシップ基礎講座（組織マネジメント）
- ・ 一日で学ぶ会計情報活用講座（財務管理）
- ・ 強い営業チームの作り方（営業・マーケティング）

上記以外にも多様な研修がございます。

詳細は広島校のホームページをご覧ください。

<https://www.smrj.go.jp/institute/hiroshima/training/sme/2025/index.html>



広島校HP

※広島校に限らず、他の地区の中小企業大学校における研修も本補助金の対象となります。

＜お問合せ先＞ 下関市役所産業振興部産業振興課
〒750-0006 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階
TEL:083-232-7214
平日:8:30～12:00/13:00～17:15（担当：花田・森）

【補助金の概要】

補助対象者：中小企業者

補助事業：産業育成の推進を担う人材育成に資するため、補助対象者が、市内事務所等に勤務する者を研修生として、中小企業大学校が実施する研修を修了させるもの

補助対象経費：研修に係る受講料

補助金の額：補助対象経費の額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）又は5万円のいずれか低い額

- ※1 市内にある中小企業者の事務所又は事業所に勤務する者を研修生として中小企業大学校の研修に派遣した場合に交付される補助金です。（修了証の取得が条件）
研修生は下関市内在住者でなくても構いません。
- ※2 予算の範囲内において補助金の交付を決定しますので、申請額が予算を超えた場合は、按分にて交付金額を決定します。

【申請の流れ】

